

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 2 月 10 日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1 札幌市西区役所 1 階
札幌市西区市民部総務企画課広聴係（電話 011-641-6925）
メールアドレス nishi@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

西区広聴係カラーデジタル複合機借受 一式

(2) 借入件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間及び納入期限

ア 借入期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日（66 ヶ月）

本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

イ 納入期限 令和 5 年 4 月 1 日

(4) 借入場所

札幌市西区役所 1 階総務企画課 事務室内（札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1）

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品貿易業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。
- (4) 告示日を起点とした過去 5 年間において、本市その他の官公庁と同種（複合機、パソコン等機器の借受）契約の履行実績があること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所にて交付するほか、下記 URL からダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/r4/shimin/230210.html>

(3) 入札書の提出期限

令和 5 年 2 月 24 日（金）11 時 00 分（送付による場合は必着）

(4) 入札書の提出方法

入札書は、上記 1 の場所に持参又は送付により提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和 5 年 2 月 24 日（金）13 時 30 分

〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 札幌市西区役所 1 階

札幌市西区市民部総務企画課

5 入札手続き等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に定める休日の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行う。

(7) 詳細は入札説明書による。